

社会福祉法人吉岡町社会福祉協議会 虐待防止に関する指針

令和6年3月26日制定

吉岡町社会福祉協議会指定介護予防支援事業所、吉岡町社会福祉協議会訪問介護事業所（以下「介護事業所」という。）において、虐待の防止に努めるとともに、虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待事案」という。）の早期発見、迅速かつ適切な対応について、介護事業所に勤務する職員（以下「従業員」という）がこれらを認識し、本指針に基づき虐待の防止に向けて取り組むこととする。

1 虐待防止に関する基本的考え方

介護事業所では、利用者の人権を尊重し、下記の虐待の定義内容及び関連する不適切ケアを一切行わないこととする。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

利用者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置又はその他の利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、拒絶的な対応又はその他利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること又は利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2 虐待防止委員会（以下「委員会」という。）に関する事項

委員会を年1回以上開催するものとし、虐待事案の相談、報告体制整備及び職員研修の内容の協議等を行うものとする。

(1) 委員会の委員は、次の者をもって組織する。

ア 管理者（委員長）

イ 管理職（虐待防止責任者）

ウ 地域包括支援センター担当職員

エ サービス提供責任者

オ その他、委員長が必要と認める者

3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

介護事業所において、委員会の委員を中心として、虐待事案の防止のため、年1回以上の研修及び新規採用時の研修を実施するものとする。

4 虐待事案が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待事案が発生した場合には、速やかに吉岡町に報告するとともに、

その要因の除去に努めるものとする。

- 5 虐待事案が発生した場合の相談及び報告体制に関する事項
 - (1) 虐待事案を把握した従業員は、速やかに管理者への相談及び報告を行う。
 - (2) 前号が困難な場合は、管理職に相談及び報告を行う。
- 6 成年後見制度の利用支援に関する事項
虐待事案防止のために必要があるときは、利用者の権利擁護が図られるよう地域包括支援センター及び成年後見支援センター等と連携し、支援するものとする。
- 7 虐待事案に係る苦情解決方法に関する事項
虐待事案の苦情相談について、苦情相談窓口担当者は、申出内容について苦情解決責任者に報告し適正に対処する。
- 8 利用者等に対する本指針の閲覧に関する事項
本指針は、利用者又はその家族等が閲覧できるよう介護事業所内に備え置くとともに、法人のホームページ上に公表する。

附 則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。